水俣病関西訴訟最高裁判決を受けた動き

	行政の責任	水俣病認定	新救済策
最高裁	水俣病の被害の拡大を防ぐことができなかった国・熊本県の責任を確定した	水俣病の認定基準は、「一定の条件があれば感覚障害だけで水俣病と認められる」とした大阪高裁の判断を支持	
国	責任を認め、水俣病被害者に謝罪	最高裁の判決は有機水銀中毒症の判断基準であり、水俣病と有機水銀中毒は別とした上で、「四肢抹消の感覚障害のほかに視野狭さくや中枢性難聴など複数の症状の組み合わせを必要」とする現行の水俣病認定基準の見直しは行わないことを言明	① 水俣病2次訴訟･関西訴訟勝訴原告計36人に医療費全額と手当を支給（国が全額を負担） ② 総合対策医療事業で、7500円を上限に支給されていた保健手帳所持者750人の療養費を全額支給（国80%、県20%負担） ③ ②の保健手帳の受付を再開（ただし、水俣病認定申請の取下げが条件）
熊本県	責任を認め、水俣病被害者に謝罪	司法と行政の二重の認定基準が存在し、審査ができないとして、認定審査会の委員が再任を拒否しているため、熊本県が行う審査業務が停滞（鹿児島県も同様）	平成17年10月から実施が予定されている上記②・③の事業を国とともに開始
水俣病被害者	不知火海沿岸から関西に移り住んだ水俣病の未認定患者45人のうち37人について、国と熊本県に総額1750万円の賠償を勝ち取った	新たな水俣病認定申請者が相次ぎ、既存の水俣病出水の会が申請者を支援	新たな水俣病認定申請者の団体では、医療費のみの保健手帳による救済でなく、療養手当の出る医療手帳以上の救済を要求
		新たな水俣病認定申請者の団体が結成される；水俣病芦北の会、水俣病不知火患者会、水俣病被害者互助会	これらの団体の中には、チッソの責任や補償金を求める声、訴訟に踏み出す動きも